

令和7年8月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和7年8月8日（金）午前9時30分から午前11時16分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第30号） 相模原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）において
令和8年度に使用する教科用図書の採択について（学
校教育部）

日程第 2（議案第31号） 相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において
令和8年度に使用する教科用図書の採択について（学
校教育部）

日程第 3（議案第32号） 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令
和8年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採
択について（学校教育部）

日程第 4（議案第33号） 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について（教
育環境部）

日程第 5（議案第34号） 令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
（第4号）について（教育局）

日程第 6（議案第35号） 相模原市立学校の教職員の人事について（学校教育部）

4. 報告案件

日程第 7（報告第15号） いじめ重大事態に係る事案の発生について（学校教育
課）

○出席者（6名）

教 育 長 鈴木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委員 白石卓之
委員 中澤吉裕

○説明のために出席した者

教 育 局 長	河 崎 利 之	教 育 環 境 部 長	佐 野 強 史
学 校 教 育 部 長	農 上 勝 也	教 育 局 参 事 兼教育総務課長	沖 本 健 二
教育総務課総括副主幹 (総務企画班)	安 田 亨	支 援 教 育 課 長	西 内 一 裕
支援教育課指導主事	椎 名 香菜子	学務課総括副主幹 (学 務 班)	小 泉 哲 也
学 務 課 主 査	神 正 幸	学 校 施 設 課 長	加 藤 雄 二
学校施設課総括副主幹 (計 画 班)	米 山 英 明	学校施設課総括主幹 (機械設備班)	田 中 伸 也
学校教育部参事 兼学校教育課長	菅 原 勝	学校教育課総括副主幹 (総 務 班)	皆 川 芳 朗
学校教育課総括副主幹 (企画指導班)	新 明 朗	学校教育課総括主幹 (人権・児童生徒指導班)	上 田 和 子
学校教育課指導主事	中 里 勝 也	教 職 員 課 長	辻 野 宏
教職員課総括主幹 (採用・定数班)	坂 田 涉	教職員課総括主幹 (人 事 班)	丸 山 香

○事務局職員出席者

教育総務課主任 伊 本 誠一郎

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和7年相模原市教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で定足数に達しております。

なお、本日、中澤委員より遅れる旨、連絡ありましたので、御報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と岩田委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程5、議案第34号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について」、日程6、議案第35号、「相模原市立学校の教職員の人事について」、日程7、報告第15号、「いじめ重大事態に係る事案の発生について」は、会議規則の規定により、公開しない会議として取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、御異議ございませんので、本日の会議のうち、日程5から7については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において

令和8年度に使用する教科用図書の採択について

◎鈴木教育長 はじめに、日程1、議案第30号、「相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○農上学校教育部長 議案第30号について御説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条にのっとり、相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において、令和8年度に使用する教科用図書を採択いただきたく、提案するものでございます。

具体的なことは学校教育課長より御説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 では、御説明申し上げます。

まず、はじめに参考資料を御覧ください。

令和7年5月の教育委員会定例会、議案第20号におきまして、教科用図書の採択基本方針を決定いただきました。この1、(2)には、小中学校等において令和8年度に使用する教科用図書は、無償措置法第14条の規定により、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合を除き、令和6年度に採択した教科用図書と同じものを採択するとされております。

この規則第6条に該当する事由は生じていないことから、1枚前に戻りまして、別紙一覧のとおり現在使用している教科用図書と同一のものを採択いただきたく、提案申し上げます。

以上で、議案第30号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 この別紙の内容について、ちょっと教えてほしいと思うのですが、社会科の地図ですけれども、3年生から5年生までと、6年生の教科書が別なものになっていると、この表では読み取れるのですが、これはどういうことなのか教えてください。

○菅原学校教育課長 現在、小学校で使用しております教科書については、令和5年度に採択を行い、令和6年度より現在の教科書を供与しているところでございます。

令和8年度に6年生になる児童につきましては、令和5年度当時は3年生でございまして、この年には採択前の地図の教科書が供与されていることから継続してそれを使うということで、新たに採択された教科書の供与は行っておりません。したがって、令和8年度の6年生のみ異なる地図の教科用図書を使用することとなっております。

◎鈴木教育長 ほかに質疑、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号、「相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」、原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

□相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において

令和 8 年度に使用する教科用図書の採択について

◎鈴木教育長 次に、日程 2、議案第 31 号、「相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和 8 年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○農上学校教育部長 議案第 31 号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条にのっとり、相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において、令和 8 年度に使用する教科用図書を採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことは学校教育課長より御説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 先ほどの議案第 30 号と同様に、採択基本方針により、小中学校等において、令和 8 年度に使用する教科用図書は無償措置法第 14 条の規定により、令和 6 年度に採択した教科書と同じものを採択すると定めております。

このことから、令和 6 年度に採択した教科用図書、別紙の一覧のとおり現在使用している教科用図書と同一のものを採択いただきたく御提案申し上げます。

以上で、議案第 31 号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 先ほど、小学校の地図の点でもお伺いしましたけれども、中学校においても、この別紙を見る限りでは同様の扱いが歴史や地図等ではあるのだろうなと思っております。

一方で外国語、英語に関しては教科書が学年ごとに分かれているということですが、3 年生については、令和 6 年度に採用された教科書を新たに供与することもできるのではないかと思います。けれども、なぜ前回の採択された教科書を供与するのか教えていただきたいと思います。

○菅原学校教育課長 御指摘いただきました社会科については同様でございますが、英語に関しましては学習指導要領に示されております内容が学年ごとに規定されていないということがございますので、1、2 年生までに使用していた教科書と 3 年生で使用する教科書

が異なることにより、いわゆる履修漏れが生じてしまうということが考えられます。そのため令和８年度の中学３年生につきましては、１、２年生のときに使用していた教科書と同じ発行者の教科書を使用することになっております。

◎鈴木教育長 そうなると、それは今後も同じようなことがやはり出てくるということですか。

○菅原学校教育課長 そのとおりでございます。

◎鈴木教育長 ほかによろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第３１号、「相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和８年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第３１号は可決されました。

□相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において

令和８年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について

次に、日程３、議案第３２号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和８年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○農上学校教育部長 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和８年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で、令和８年度に使用する特別支援教育関係教科用図書として、学校教育法第３４条、第４９条、第４９条の８及び附則第９条第１項の規定により教科用図書として使用する図書につきまして、令和８年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針にのっとり、採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことは学校教育課長より御説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 では、御説明申し上げます。

はじめに、参考資料３を御覧ください。特別支援教育関係教科用図書の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、そこに示しております1から4までの4つの図書を教科用図書として使用することができます。

1は通常の学級と同じ教科用図書、2は特別支援学級の児童生徒が在籍する学年より下の学年の教科用図書になります。3は文部科学省著作特別支援学校用教科用図書になります。

視覚障害者用の点字版の教科用図書や聴覚障害者用の言語指導に係る教科用図書、知的障害者用のいわゆる星本と呼ばれる教科用図書がございます。

机上に置かせていただいている教科用図書、星本を御覧いただければと思います。

こちらには星が1から5つまでのものがあり、児童生徒の実態に応じて選択できるようになってございます。

今、御説明申し上げました1から3の教科用図書の中に、当該児童生徒の実態に合ったものがない場合、4の学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として使用できることとなっております。

先ほどの星本の下に一般図書も入っておりますので、併せて御覧いただければと思います。こちらは一般図書でございますけども、教科用図書として使用する場合には、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて保護者と学級担任が相談して、教科用図書として選定することとなっております。

では、資料のほうに戻させていただきます。

続いて、採択について御説明をさせていただきます。資料の別紙1を御覧ください。こちらの別紙1に示してありますリストが、先ほど参考資料3で御説明いたしました文部科学省著作の特別支援学校用教科用図書の一覧となっております。今回採択いただきたい図書の一覧の1つがこちらでございます。

次に、別紙2を御覧ください。

こちらのリストが先ほど参考資料3の4で御説明いたしました一般図書の一覧となっております。先ほど実物を御覧いただいたものもこのリストの中に入っております。

こちらは学校教育法附則第9条に基づき、参考資料の2、調査研究の観点を踏まえ、保護者及び学級担任が調査研究を行い、その上で教科用図書として使用することを希望した一般図書の一覧となっております。

以上、別紙1、別紙2の一覧を特別支援教育関係教科用図書として採択いただきますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 2点お願いします。

1点目は今、特別支援学級に在籍している児童生徒数が増えているということなのですが、具体的に小学校と中学校の在籍者数を教えていただきたい。

あと、検定本、星本、一般図書等で、一番多く使用されているものはどれかを教えていただけるとありがたいです。

○椎名支援教育課指導主事 1点目ですが、令和7年5月の時点で特別支援学級に在籍する小学生は1,700名です。中学生は646名となっております。

2点目ですが、特別支援学級で最も多く使用されているのは、当該学年の検定本です。次いで、一般図書が全体の1、2割程度で、星本は全体の1%の使用です。

◎小泉教育長職務代理者 検定本にするか一般図書にするかといった点で、これは保護者の方でも担任の先生もかなり悩むところがあるかと思えますけれども、年度途中で児童生徒の実態に応じて教科書用図書を変えるということはできるのでしょうか。

○椎名支援教育課指導主事 学年の途中で教科用図書を変えることはできません。一般図書も教科用図書の扱いになりますので、1人1教科1冊の供与となります。児童生徒の実態に応じたものになっているか、年間を通して使用できるものか十分に検討した上で選ばれています。

◎白石委員 一般図書のうち、よく選ばれている一般図書というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○椎名支援教育課指導主事 今年度、多く使用されている一般図書は、こばとの「中級編ジャンプアップ こくご」です。あとは、喜楽研の「ゆっくりていねいに学びたい子のための読解ワーク」などがございます。

傾向としては、視覚的に分かりやすく工夫されているものですか、児童生徒がじっくり取り組めるようなものが使用されております。

◎小泉教育長職務代理者 児童生徒に合った一般図書を選ぶということはとても重要なことだと思います。そういう中で特別支援学級の担任の先生は、教科書展示会に出向いて吟味しているということは承知しているのですが、その教科書展示会の中の意見というのはどんなようなものが挙がってきているのでしょうか。

○菅原学校教育課長 今回の教科書展示会におきましては、2か所で実施をさせていただい

ております。今回、展示会に来場した方の総数といたしましては、１０８名の方に来場いただいております。

特別支援学級を担当する先生の意見の中には、「一般図書を実際に比較して検討することができ、とても良かったです。」という意見であったり、「絵や写真でより分かりやすくしてあって、普段の授業でも使えそうな本がたくさんあり、参考になりました。」という意見をいただいております。そのほか、「種類も豊富で選びやすかった。」であったりとか、「６年生の児童のための本を見ましたが、過去のものとは被らず選ぶことができました。」というような意見をいただいているところでございます。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第３２号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和８年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を原案どおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第３２号は可決されました。

□学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 次に、日程４、議案第３３号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 議案第３３号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」御説明申し上げます。

本議案は、相武台周辺地域における学校再編によるもえぎ台小学校の廃止に伴い、同校の通学区域の削除並びに相武台小学校及び緑台小学校の通学区域の整理をいたしたく、提案するものでございます。

はじめに、改正内容でございますが、学校教育法施行細則について、別表第１の小学校通学区域の項中、相武台小学校及び緑台小学校において、通学区域の一部を改めるとともに、同表もえぎ台小学校の項を削るものでございます。

具体的には、ページをおめくりいただき、議案第３３号関係資料を御覧いただきたいと思います。

左側に現在の相武台地区の小中学校の通学区域図、右側に学校再編後の通学区域図をお示しております。

左側の現在の通学区域図の中で、赤い色で示しているもえぎ台小学校の通学区域を、右側の区域図のように緑色でお示ししている相武台小学校と黄色でお示ししている緑台小学校に変更するものでございます。

次に、附則でございますが、本規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 もえぎ台小学校は、もともとは北相武台と磯野台で、廃校を重ねてきたところというのはあるのですが、この規則の改正後、3月まで何か子どもたちのケアというか、何かイベントとか、スムーズに移行するような方策等はあるのでしょうか。

○菅原学校教育課長 再編先になります相武台小学校、緑台小学校とは合同で学校行事を行ったり、オンラインで朝会をつないだりしてしまして、スムーズに子どもたちが交流できるような形を昨年度からずっと続けていて、来年度の移行に向けて取組を進めているところでございます。

◎小泉教育長職務代理者 ぜひ、違和感なくというか、マイナスではなくて逆にプラスアルファになるようなイベント等にしていただけたらと思います。

◎鈴木教育長 指定変更については、どのようになるのですか。

○小泉学務課総括副主幹 再編に伴いまして、もえぎ台小学校の学区から緑台小学校の学区に通学区域が変更される区域につきまして、この参考資料の黄色で囲んだ部分になるのですけれども、もともとのもえぎ台小学校での友人関係に配慮するため、令和8年4月1日から1年間にわたり、指定変更許可区域ということで、本来の指定校は緑台小学校なのですけれども、申し出により相武台小学校に指定変更することができるような区域を設定しております。

◎鈴木教育長 本当にこうやって見ると、相模原の学校の配置がちょっと極端なのかなと思います。

◎小泉教育長職務代理者 ジグソーパズルのピースのようなのですよね。

◎鈴木教育長 人口急増でどんどん学校をつくって、こういう結果になっています。

ほかに質疑、御意見等がなければ採決を行います。

議案第33号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」は原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況について御報告いたします。

7月19日、土曜日、中学校体育連盟大会の視察を総合体育館、大野南中、大野北中、それぞれ行ってきました。この中で、大野南中は体育館に空調がないので、そんなに暑くはなかったのですが、やはり大野北中に行ったときには涼しい感じがしました。

今の状況で、屋内、夏場にバドミントンや卓球、これをやるのに空調がないと子どもたちがかわいそうだという感じがしたので、御承知のとおり2年かけて空調を整備したいというのを9月議会に提案させていただきます。

あと7月27日、第46回相模湖・ダム建設の殉職者の合同追悼会に出席してまいりました。

それから8月5日、火曜日、山梨県山梨市の教育委員会のほうで、山梨県初の義務教育学校をつくりたいということで、鳥屋学園と青和学園に視察に来られましたので対応してまいりました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は9月10日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は、9月10日水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・9:59～10:03)

□令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について

◎鈴木教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 5、議案第 34 号、「令和 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 4 号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 議案第 34 号について御説明いたします。

本議案は、令和 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

今回の補正予算については、学校施設の空調設備整備事業や学力保障推進事業、外国人英語指導助手活用事業に要する経費などについて予算の補正を行うものです。

内容の御説明に入る前に、今回の補正予算で関連する予算を計上いたします学校施設の空調設備整備事業について御説明させていただきます。

議案第 34 号、参考資料を御覧ください。

この事業は、学校施設の空調設備について、設置の加速化に取り組むもので、1 目的等のとおり、近年の猛暑の状況を踏まえ、児童・生徒の適切な学習環境を確保する上で喫緊の課題となっている学校施設への空調整備について、令和 10 年の夏までの整備完了を目指し、取組を加速化するものです。

また、取組の加速化を図るため、整備手法についても、これまで取り組んできた直営での工事発注に加え、リース手法を活用するものです。

2 空調整備の対象校でございますが、(1)屋内運動場につきましては、表の右側太線で囲んでいる 79 校を、(2)特別教室については 70 校を、(3)老朽化等により空調設備の改修が必要な普通教室については 18 校の整備を予定しております。

3 空調整備の手法ですが、長寿命化改修工事等のほか、直営工事やリースによる整備を予定しており、今回の補正予算に計上する経費等につきましては、表の中段の太線で囲んでいる直営工事に係る継続費予算として、中学校 20 校及び義務教育学校 2 校の屋内運動場の空調整備を、リース費用に係る債務負担行為予算として、小学校 56 校の屋内運動場のほか、小中学校の特別教室及び普通教室の空調整備に係る経費を計上しております。

なお、4 その他のとおり、普通教室及び音楽室等の一部の特別教室については、全校で整備済みとなっております。

続きまして、議案の内容について御説明させていただきます。

別紙、令和 7 年度相模原市一般会計補正予算(第 4 号)教育委員会所掌分の 1 ページを御

覧ください。

はじめに、継続費補正について御説明いたします。

中学校空調設備整備事業につきましては、直営工事での実施を見込んでいる中学校等22校の屋内運動場への空調整備について、令和7年度から10年度までの継続費を設定するものです。

2ページを御覧ください。

次に、債務負担行為補正についてでございますが、上段の学力保障推進事業につきましては、令和8年4月に実施予定の学習状況調査について、令和7年度中から準備に着手するため、債務負担行為を設定するものです。

中段の外国人英語指導助手活用事業につきましては、令和8年度から令和10年度までの3年間にわたって、外国人英語指導助手を配置するに当たり、令和7年度中から準備に着手するため、債務負担行為を設定するものです。

下段の小中学校空調設備整備事業につきましては、リースでの実施を見込んでいる小学校56校の屋内運動場や小中学校の特別教室等への空調整備について、令和7年度から令和19年度までの債務負担行為を設定するものです。

8ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

中段の項5教育総務費、目10事務局費、説明欄1、学校施設設備基金積立金につきましては、学校施設の空調設備整備事業に要する経費の一部を積み立てるため計上するものです。

下段の項15中学校費、目20学校建設費、説明欄1、中学校空調設備整備事業（継続費）につきましては、中学校空調設備整備事業に係る継続費のうち、令和7年度の年割額について計上するものです。

次に、関連する歳入について御説明いたします。

4ページにお戻りください。

款90市債、項5市債、目40教育債につきましては、中学校空調設備整備事業に係る財源として、緊急防災・減災事業債を計上するものです。

次に、関連する地方債補正について御説明いたします。

2ページにお戻りください。

中段の教育債につきましては、中学校空調設備整備事業に係る起債額を計上するもので

す。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 屋内運動場は中学校のほうはほぼ直営工事で、小学校の体育館についてはリースという形になっているかと思うのですが、その大きな違いは何なのでしょう。また、リースの場合は令和19年度までなのでしょう。それ以降はどういうふうになるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○加藤学校施設課長 屋内運動場の空調の整備についてでございますけれども、直営工で行う中学校につきましては、今年度の終了時点で22校、屋内運動場の空調整備が完了するのですが、基本的にはプロパンガスの空調で整備をしていて、今回はプロパンガスと都市ガスがあるのですが、同じようなものを直営で整備をするということです。それは、中学校のほうは部活もあるということで、そういったもので整備をしているということです。

小学校につきましては、リースのほうは迅速にでき、安価で工事の期間も短いということで、選択させていただきました。こちらの空調につきましては、スポット式の大風量クーラーを整備いたします。令和19年のリース期間が終了後は、そのまま、所有権が市のほうに移ることになっています。

◎白石委員 今の話は、市のほうで買取りということですか。

○加藤学校施設課長 リース終了後、機械は引き取り、そのまま設置して使用できます。

○佐野教育環境部長 補足ですが、小学校につきましては、体育館そのものが中学校に比べて建築年数が経っておりますので、今後早期に改修あるいは改築の工事が予定されております。そういったときに合わせまして、スポット式クーラーではなくて、中学校に付けているような一般的な空調を設置していきたいと考えております。

あくまでもそういう改修までの暫定的といいますか、そういった部分も含まれているということで、小学校はリース方式を採用しているところでございます。

◎小泉教育長職務代理者 リースのほうは早くできる、安価だという話を聞きましたけど、それ以外のメリットというのはあるのでしょうか。

また、今後想定される何か課題というか、こういうことが懸念されるなということがあ

れば教えてください。

○加藤学校施設課長　今回リースで契約した場合、そこにメンテナンスの分も含んで契約いたしますので、今後のメンテナンスはリース会社のほうで見てもらえるというメリットはございます。懸念としては、今後エアコンが全部で何千台という台数となりますので、維持管理をどういうふうにしていくか考えていかなければならないと考えております。

◎鈴木教育長　全体で大体6,000台ぐらいですかね。

◎小泉教育長職務代理者　1つの体育館について何台ぐらいですか。

◎鈴木教育長　中学校だと8台、小学校のスポット的なクーラーですと4台から6台です。

基本的に中学校のほうは、コンプレッサーを回すのにガスを使っていて、GHPというガスヒートポンプ方式でやっています。今、22地区がプロパンで、災害が発生しても独立で空調が効くようにしていますが、プロパンガスがもつのは3日間なので、プロパンガスが来ないと、そこで空調が切れてしまいます。

では、都市ガスのほうが安価でいいではないかということで見ると、逆に都市ガスが壊れたときには空調が全然動かない。

◎小泉教育長職務代理者　どっちを取るかということですね。

◎鈴木教育長　その点、小学校は電気方式です。だからプロパン、都市ガス、電気のどれかがあれば、冷房暖房も含めてそれはどうにか対応はできるかと。

◎小泉教育長職務代理者　この暑さだと必要ですからね。

◎鈴木教育長　拠点駅に近い中学校については、都市ガスエリアでもプロパンガスのほうがいいという考え方もあります。東日本大震災のときは駅にすごく滞留しているのを見ましたが、大野南中とか、大野台中、あるいは橋本の旭中、ここは都市ガスが入るけどプロパンで代用しようかという意見もあります。

◎小泉教育長職務代理者　あの時は大変でしたよね。都市ガスが止まったらおしまいですよな。

◎鈴木教育長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第34号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について」は原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長　御異議ございませんので議案第34号は可決されました。

ここで休憩いたします。なお、再開は１０時２５分といたします。

(休憩・１０：１８～１０：２５)

□相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

◎鈴木教育長 ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・１１：０５～１１：０６)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午前１１時１６分 閉会